



データベースの概要

診療報酬における「吸入薬指導加算」の算定対象となる候補薬剤のデータベースです。

喘息又は慢性閉塞性肺疾患（COPD）の適応をもつ吸入薬を判別することが可能です。

また、一部製剤については、患者さんへの説明に利用可能な指導用資材もあわせてご利用いただけます。

※本データベースは参考情報であり、保険審査の適否を保証するものではありません。

データベースの特徴

「吸入薬指導加算」の算定対象となる喘息又は慢性閉塞性肺疾患（COPD）の適応を持つ吸入薬を個別医薬品コードで管理しています。

例

吸入薬指導加算のデータ（概略）

商品名	吸入薬指導加算*
パルミコート100μgタービュヘイラー112吸入	○
アノーロエリプタ7吸入用	○
エクリラ400μgジェヌエア30吸入用	○
スピオルトレスピマット28吸入	○
ビソルボン吸入液0.2%	×

*○：該当、×：非該当

データベースの機能

診療報酬において算定対象となる薬品の判別

算定対象となる薬品を商品名毎に判別しているため、「吸入薬指導加算」の対象薬品の確認にご利用いただくことが可能です。

「指導用資材」の表示

一部の吸入薬は製剤と指導用資材を関連付けているため、患者さんへの指導の際の参考情報としてご利用いただけます。

<参考>

9 吸入薬指導加算（抜粋）

- (1) 吸入薬指導加算は、喘息又は慢性閉塞性肺疾患の患者が吸入薬を適切に使用し、治療効果の向上や副作用の回避に繋がるよう、以下のア及びイを行った場合に3月に1回に限り算定する。
ただし、当該患者に対し他の吸入薬が処方された場合であって、必要な吸入指導等を別に行ったときには、前回の吸入薬指導加算の算定から3月以内であっても算定できる。
ア 文書及び練習用吸入器等を用いて、吸入手技の指導を行い、患者が正しい手順で吸入薬が使用されているか否かなどの確認等を行うこと。
イ 保険医療機関に対し、文書による吸入指導の結果等に関する情報提供を行うこと。
- (2) 当該加算に係る指導は以下のア又はイの場合に、患者の同意を得て行うものであること。
ア 保険医療機関からの求めがあった場合
イ 患者若しくはその家族等の求めがあった場合等、吸入指導の必要性が認められる場合であって、医師の了解を得たとき
- (3) 当該加算に係る吸入指導を行うにあたっては、日本アレルギー学会が作成する「アレルギー総合ガイドライン2019」等を参照して行うこと。
- (4) (1)の「文書による吸入指導の結果等に関する情報提供」とは、吸入指導の内容や患者の吸入手技の理解度等について、保険医療機関に情報提供することであり、文書の他、手帳により情報提供することでも差し支えない。ただし、患者への吸入指導等を行った結果、患者の当該吸入薬の使用について疑義等がある場合には、処方医に対して必要な照会を行うこと。なお、保険医療機関に情報提供した文書等の写し又はその内容の要点等を薬剤服用歴の記録に添付又は記載すること。
- (5) 当該加算は、かかりつけ薬剤師指導料又はかかりつけ薬剤師包括管理料を算定している患者については算定できない。また、当該加算の算定に関する保険医療機関への情報提供については、服薬情報等提供料は算定できない。

(2021年12月現在)

高品質な医薬品情報データベースで様々な課題を解決

データインデックスの医薬品情報データベースは、薬剤師や専門スタッフによる日々のメンテナンスと独自の情報処理技術を基盤としています。豊富な情報量と高い品質を兼ね備え、医薬品情報によって病気の治療や健康をささえる「情報医療」の推進に貢献します。

詳しくはこちらから → <https://www.data-index.co.jp/>